

昭島市商工会ホームページに掲載する広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地域産業の活性化及び自主財源の確保を図るため、昭島市商工会ホームページ（以下「ホームページ」という。）へのバナー広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定める。

(広告掲載の対象者)

第2条 掲載する広告は会員事業所の広告とする。ただし、第9条の規程により掲載が認められた場合は、会員でない事業所の広告を掲載することができる。

(広告の掲載料及び規格)

第3条 広告の掲載料及び規格は、次のとおりとする。

(1) 掲載料金（1枠）

	会員事業所	非会員事業所
1ヶ月	3,000円	6,000円
1年	30,000円	60,000円

(2) 規格（1枠）

縦60ピクセル 横150ピクセル

4KB以内 GIF形式

(広告の掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1箇月単位とする。

2 広告掲載期間内に、商工会の都合でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖時間に応じ、次のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した期間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日
24時間以上	閉鎖日数+1日

(掲載できる広告)

第5条 掲載できる広告は、地域産業に関連したものとし、次の各号のいずれかに該当する広告は掲載できないものとする。

(1) 政治活動、宗教活動、意見広告に係る広告

(2) 風俗営業等規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業

に該当する広告

(3) その他、掲載する広告として妥当でないと商工会会長が認める広告

(掲載希望者の募集)

第6条 掲載希望者は、ホームページにより募集する。

2 前項にかかわらず、商工会会長は、地方公共団体及び公共的性格のある団体や企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告掲載の申請)

第7条 広告を掲載しようとする者は、昭島市商工会バナー広告掲載申請書(第1号様式)に掲載しようとする広告の原稿案を添えて、商工会会長に申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 商工会会長は、前条の申請書を受理したときは、掲載の可否を決定し、その結果を申請者にバナー広告掲載決定通知書(第2号様式)又はバナー広告非掲載決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(情報化委員会への付議)

第9条 商工会会長は、広告掲載の可否、広告掲載料の決定及び広告主の決定について情報化委員会に付議するものとする。

(委任)

第10条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は情報化委員会が定める。

付則

この基準は、平成30年4月2日から実施する。